

特別支援教育の充実について

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課

1. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定等について
2. 病気療養児に対する支援（遠隔教育について）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（概要）

- 政府は、障害者差別解消法の施行（平成28年4月）3年経過後において、事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について検討し、所要の見直しを行うとの規定（附則第7条）を踏まえ、内閣府の障害者政策委員会における議論や団体ヒアリング等を通じて、検討を実施。
- 障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、国・地方公共団体相互の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 事業者による合理的配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、
現行の努力義務から義務へと改める。

- ※ 障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うことを求めている。
- ※ 「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

【合理的配慮の例】

段差がある場合に、
スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真の
カードやタブレット端末などを使う



2. 事業者による合理的配慮の提供の義務化に伴う対応

(1) 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

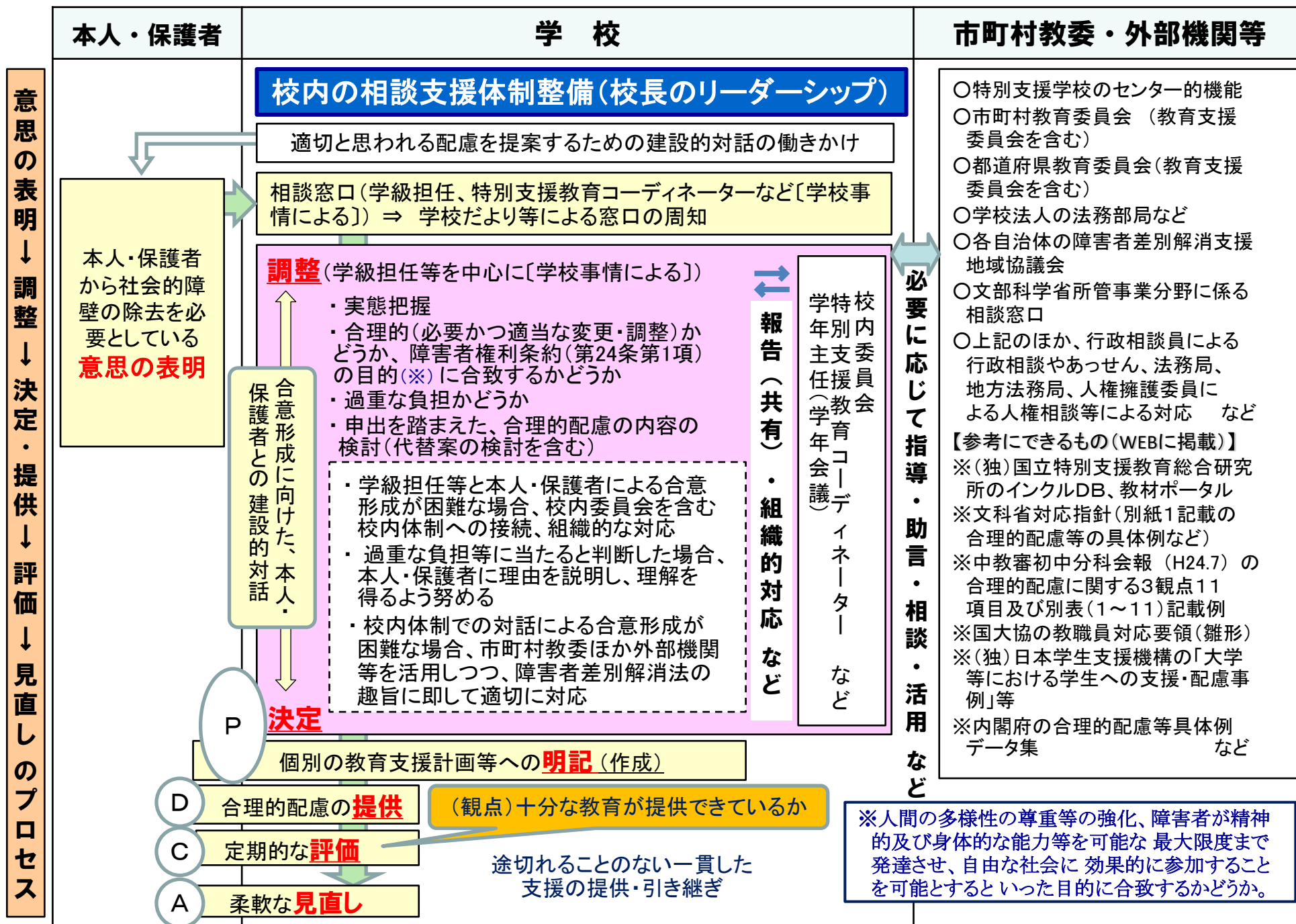
国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

(2) 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- ア 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- イ 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- ウ 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※施行期日：公布の日（令和3年6月4日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

各学校における合理的配慮の提供のプロセス（対応指針等を基にした参考例）



障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（法的位置づけ）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 （平成25年制定・令和3年一部改正（令和6年4月1日施行））

第六条 政府は、（略）障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（略）を定めなければならない。

障害を理由とする
差別の解消の推進に関する基本方針
（令和5年3月14日 閣議決定）

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、（略）事業者が適切に対応するために必要な指針（略）を定めるものとする。

事業者のための対応指針

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、（略）当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（略）を定めるものとする。

国等職員対応要領

障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（概要）

- ◆ 「対応指針」とは、障害者差別解消法の規定に基づき、政府が閣議決定した基本方針に即して、**文部科学省が所管する分野における事業者が適切に対応するために必要な事項を定めた告示。**
- ◆ 作成・改正に当たっては、**予め、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置**を講じることとされている。

現行の対応指針（平成27年）	改定案のポイント
第1 趣旨 1 障害者差別解消法の制定の背景及び経緯 2 法の基本的な考え方 3 本指針の位置付け 4 留意点	◆基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、 令和3年6月の障害者差別解消法の改正法等 を追記
第2 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方 1 不当な差別的取扱い 2 合理的配慮	◆基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、 事業者による合理的配慮の義務化や、合理的配慮と環境の整備との関係等 を追記
第3 関係事業者における相談体制の整備	◆基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、 相談対応の担当者 をあらかじめ定める等の 組織的な対応等 を追記
第4 関係事業者における研修・啓発	◆基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、 事業者の内部規則やマニュアル等の点検等 を追記
第5 文部科学省所管事業分野に係る相談窓口	◆文部科学省内の 相談窓口を更新
(別紙1) 不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例 1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例 2 不当な差別的取扱いに当たらない具体例 3 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例	◆基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、以下を新設 4 合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例 (自由席のセミナーで視覚障害者から座席配置の配慮に関する申出があった場合に、「特別扱いはできない」という理由で一律に対応を断ること。) 5 合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例 (車椅子利用者が介助者と共にスポーツ観戦をする際、車椅子利用者の隣に介助者席を用意できなかった場合に可能な限り近接した席を用意すること。) 6 合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例 (エレベーターの設置など学校施設のバリアフリー化を進める(環境の整備)とともに、教職員が、車椅子を利用する児童生徒の求めに応じて教室間の移動等の補助を行うこと。(合理的配慮の提供))
(別紙2) 分野別の留意点 学校教育分野 1 総論 2 初等中等教育段階 3 高等教育段階 スポーツ・文化芸術分野	◆4として、 社会教育・生涯学習における合理的配慮に関する留意点や例 を新設

入学者選抜における障害のある生徒への配慮について



障害者差別解消法等において、私立学校の入学者選抜においても、不当な差別的取扱いが禁止されているほか、障害のある児童生徒等からの申し出を踏まえ、その実施に伴う負担が過重ではない場合は、合理的配慮の提供が求められます。

(受検上の配慮の提供にあたり、特に高等学校入学者選抜を実施する者に求められる対応)

- **申請方法**(申請時期、申請先、必要な書類など)、**決定時期**、**再申請の方法**などの**明確化**を図ること。
- 合理的配慮は一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて決定されるものであることから、**申請を不許可とする場合は、その理由を具体的に説明**する必要があること。
- 受験上の配慮事項を決定するにあたっては、中学校において行われている配慮や支援の内容が参考になる場合もあることから、中学校と高等学校とが連携を図るなどして、**積極的に情報共有**を行うこと。また、配慮事項の決定に当たっては、**生徒・保護者及び学校関係者等で対話を行いながら、丁寧に進める**こと。
- 決定した配慮事項については、**可能な限り早期に生徒・保護者等へ通知する**とともに、私物の持ち込みを許可する場合は、持ち込みに当たっての条件も含め、**必要な事項を過不足なく文書等で正確に伝える**こと。

「高等学校入学者選抜における受検上の配慮に関する参考資料」(令和4年12月)等を参考に整理。

【不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例】

1 正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例

- 障害があることを理由として、具体的な場面や状況に応じた検討を行うことなく、障害者に対し一律に、入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。
- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。

3 合理的配慮に当たり得る配慮の例

(3) ルール・慣行の柔軟な変更の例

- 入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用、車椅子の持参使用等を許可すること。

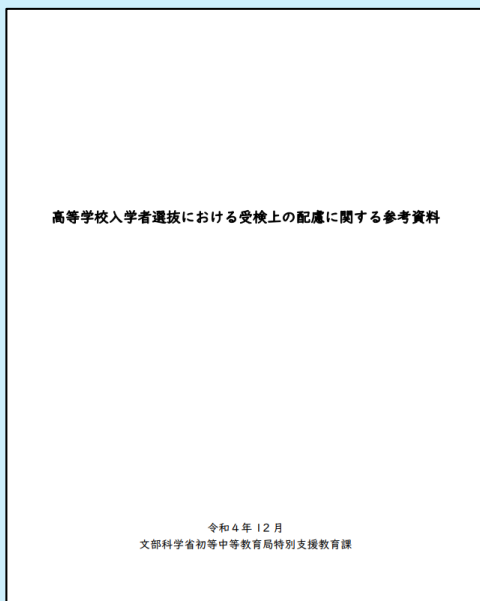
4 合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例

- 入学試験や検定試験等において、筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、「デジタル機器の使用を認めた前例がない」という理由で、必要な調整を行うことなく、一律に対応を断ること。

受検上の配慮の提供にあたっての参考情報

○「高等学校入学者選抜における受検上の配慮に関する参考資料」(令和4年12月)

高等学校入学者選抜の実施主体である教育委員会等が受検上の配慮を行う際の参考として、「基本的な考え方」や「配慮の例」を取りまとめた資料。



https://www.mext.go.jp/content/20221226-mxt_tokubetu02-000008478_01.pdf

目次

第1編 高等学校入学者選抜における受検上の配慮の提供に向けて

1. 受検上の配慮が必要な場合の基本的な考え方
2. 高等学校入学者選抜において実施されている受検上の配慮
3. 受検上の配慮が必要な場合の手続き

第2編 受検上の配慮に関する例

- ・視覚障害のある生徒に対する配慮の例 (拡大問題冊子の配布等)
- ・聴覚障害のある生徒に対する配慮の例 (面接に関する配慮等)
- ・知的障害のある生徒に対する配慮の例 (問題文に関する配慮等)
- ・肢体不自由のある生徒に対する配慮の例 (医療的ケアに関する配慮等)
- ・病弱・身体虚弱のある生徒に対する配慮の例 (院内受検に関する配慮等)
- ・言語障害のある生徒に対する配慮の例 (面接方法に関する配慮等)
- ・自閉症のある生徒に対する配慮の例 (環境調整に関する配慮等)
- ・情緒障害のある生徒に対する配慮の例 (面接に関する配慮等)
- ・学習障害のある生徒に対する配慮の例 (読字に関する配慮等)
- ・注意欠陥多動性障害のある生徒に対する配慮の例 (指示の理解に関する配慮等)

○令和5年度入学者選抜における「障害のある生徒」に対する受検上の配慮の具体的な内容

(令和5年度公立高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査(「障害のある生徒に対する配慮」)の結果から抜粋)

1 ICT機器(PC・タブレット等)の使用の具体的な内容

- ・問題用紙の閲覧 ・解答の入力 ・面接時の筆談 ・オンライン面接

2 その他の場合の具体的な内容

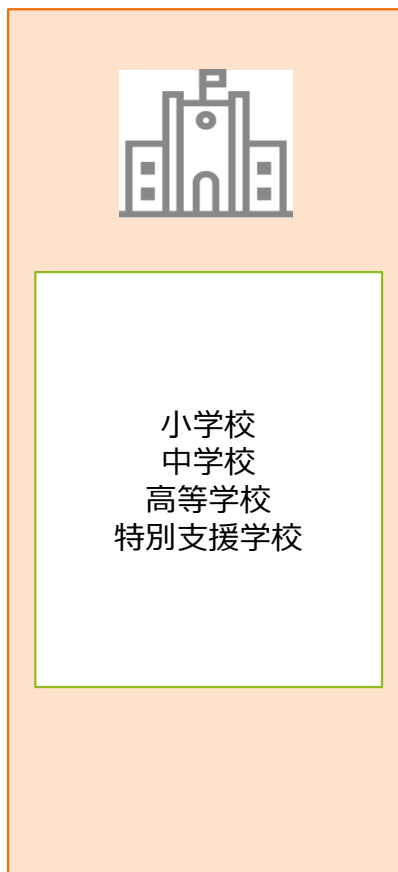
- ・板書の色の配慮 ・遮光眼鏡の使用 ・解答欄付き問題用紙の使用 ・拡大解答用紙の使用 ・問題及び解答用紙の色の変更
- ・補聴援助機器の使用 ・補食の許可 ・インスリン注射の許可及び場所の確保 ・筆談具の使用
- ・イヤーマフの着用の許可 ・耳栓の着用の許可 ・読む部分だけが見える自助具(スリット等)の使用の許可

病気療養中の児童生徒の学びの場（イメージ）

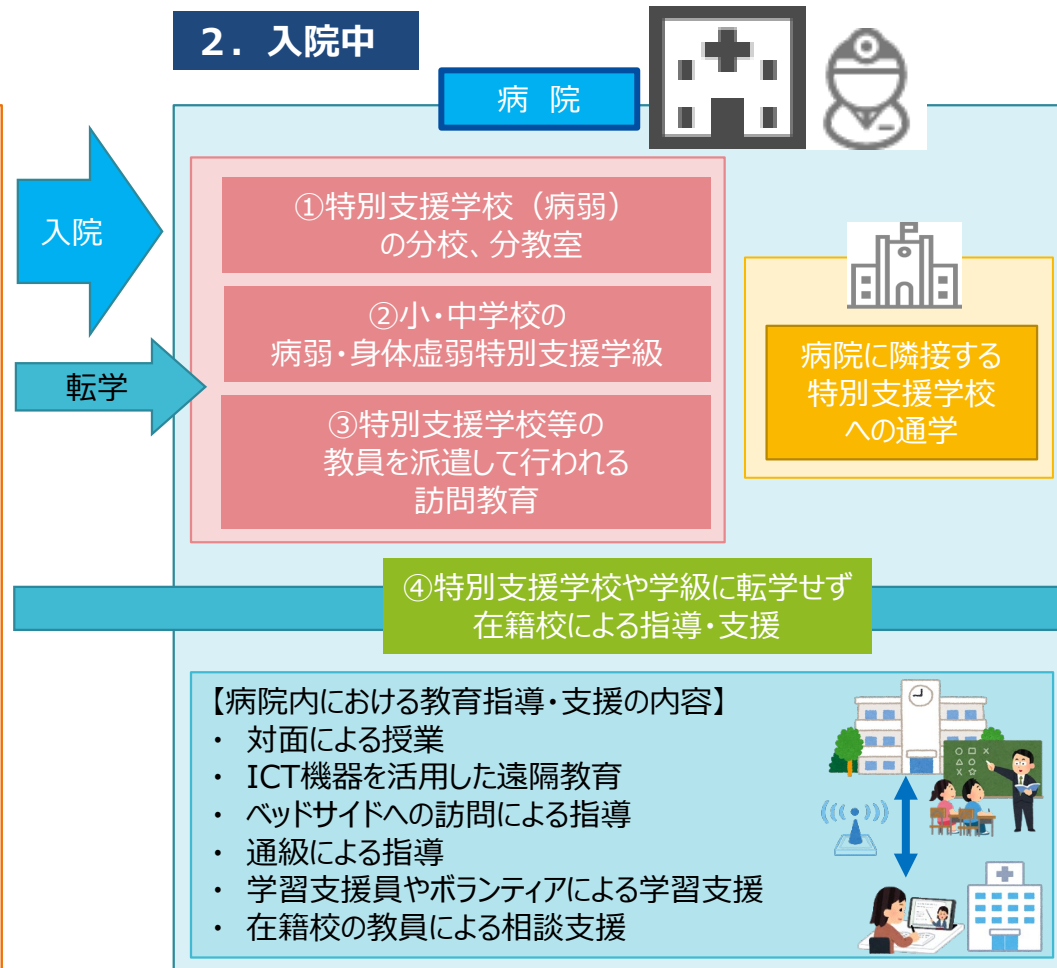
概要

- ・ 病気等により病院に入院している児童生徒に対しては、病院内において多様な教育の場が提供されている。
- ・ 特別支援学校（病弱）の分校・分教室や小中学校の特別支援学級（病弱）に転学したり、転学をせず在籍している学校の教員による指導や支援を受けたりすることができる。
- ・ これら学びの場においては、対面による授業やICT機器を活用した遠隔教育、ベッドサイドへの訪問による指導などが行われている。
- ・ 学習支援として、学習支援員やボランティアを活用している場合もある。
- ・ 退院後に自宅療養をする場合であっても、訪問による指導やICT機器を活用した遠隔教育を受けることができる。

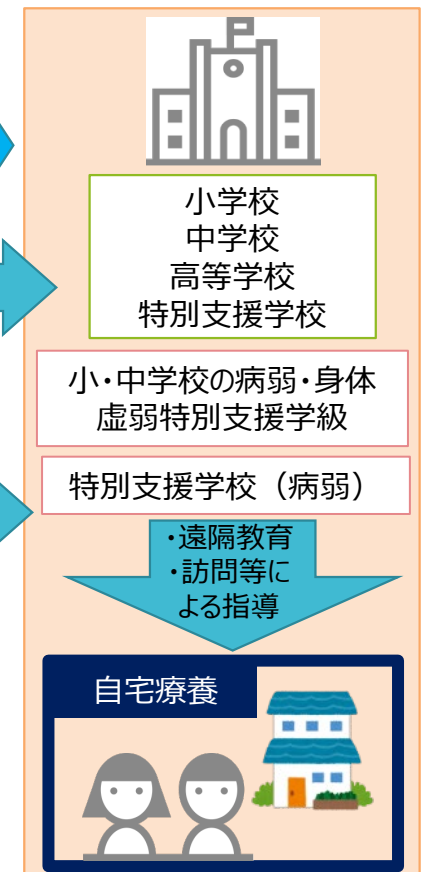
1. 入院前



2. 入院中



3. 退院後



病気療養児に対するICTを活用した遠隔教育の進捗について

※ 病気療養児とは・・・ 疾病又は障害のため、病院や自宅等において相当の期間学校を欠席している児童生徒

● 平成27年4月【高等学校における遠隔教育の制度化】

➡ 学校教育法施行規則を一部改正し、高等学校・特別支援学校高等部における同時双方向型授業を制度化

● 平成30年9月【小・中学校における同時双方向型授業配信の実施】

➡ 小・中学校段階における同時双方向型授業配信を実施した場合、校長は指導要録上の出席扱いとすることができること及び、その成果を当該教科等の評価に反映することができることとした。

「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱等について（通知）」

（平成30年9月20日文部科学省初中等局長通知）

● 令和元年11月【高等学校における受診側の教員の配置要件の緩和】

➡ 受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこととした。

「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について（通知）」（令和元年11月26日文部科学省初中等局長通知）

● 令和2年4月【高等学校における単位修得数等の上限の緩和】

➡ 学校教育法施行規則を一部改正し、同時双方向型の授業について、上限（36単位）を超える単位修得等を認めることとした。

● 令和5年4月【小・中・高等学校におけるオンデマンド型授業配信の制度化】

➡ 同時双方向型を原則としつつ、学校の判断により、オンデマンド型の授業配信を実施することを可能とした。

小中学校段階：関係通知を改正し、オンデマンド型授業配信による指導要録上の出席扱いを可能とした。

高等学校段階：関係告示を一部改正し、オンデマンド型の授業による単位認定を可能とした。

※ 現在、オンデマンド型の授業に係る評価方法等に関する調査研究を4自治体に委託して実施中。

病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業配信を可能とする制度改正について

改正の背景等

- ・小・中学校段階：平成30年9月より、同時双方向型授業配信を実施した場合、指導要録上の出席扱いとすることが可能。
- ・高等学校段階：平成27年4月に、同時双方向型の授業を制度化したほか、文部科学大臣の指定を受けた高等学校においては、病気療養中等の生徒に対し特別の教育課程を編成することが可能（特例制度）。当該特例制度においてのみ、オンデマンド型の授業による単位認定が可能だが、申請に時間を要することもあり、活用は進んでいない。

病気療養中等の児童生徒については、**本人の病状に加え、治療の状況によって学習時間が前後することもあり、リアルタイムで授業を配信する同時双方向型のみでは、教育機会を十分に保障できない可能性がある。**よって、病気療養中等の児童生徒においては、同時双方向型を原則としつつ、**事前に録画した動画を視聴するオンデマンド型の授業配信を可能とする**必要がある。

改正内容

- 小・中学校段階：通知を改正し、**オンデマンド型授業配信による指導要録上の出席扱いを可能とした。**（令和5年3月30日通知）
- 高等学校段階：学校教育法施行規則第88条の3における「メディアを利用して行う授業」について規定している告示を一部改正し、病気療養中等の生徒については、**オンデマンド型の授業による単位認定を可能とした。**（令和5年4月1日施行）

オンデマンド型の授業配信に係る留意事項

- ・ **同時双方向型を原則としつつ**、当該児童生徒の病状や治療の状況等から、配信側の授業時間に合わせて同時双方向型で実施することが難しいと学校において判断した場合に限り、オンデマンド型で実施することが可能。
- ・ 当該児童生徒の生活や学習の状況を把握し、学校外の関係機関等と積極的な連携を図り、本人やその保護者が必要としている支援を行うこと。
- ・ 学習評価においては、定期的な訪問やオンラインでの面接、メールでのやり取り等を通して、動画の視聴及び学習状況を可能な限り把握するとともに、課題提出等、工夫して行うこと。
- ・ （小・中学校段階のみ）当該児童生徒の学齢や発達段階等を踏まえ、オンデマンド型授業配信の実施の可否について、学校において、保護者や医療機関と連携しつつ、適宜判断すること。 等

背景

ICTを活用した障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導法の確立が求められている。また、感染症対策で登校できない、あるいは、病気療養中の児童生徒等に対する遠隔指導による学習の保障や、働き方が大きく変化している現状を踏まえた進路選択を想定した指導・支援が重要になってきている。

※事業開始年度：令和3年度

事業内容

1. 文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究

97百万円（83百万円）

・委託先：教育委員会、大学、民間団体

○文部科学省著作教科書（特別支援学校用）のデジタルデータ・アプリなどデジタル教材を開発・活用しつつ、障害の特性に応じた活用方法について研究を実施する。

令和5年度「病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究 中間報告会」

- ・3月8日（金）13:00～15:00 オンライン（Zoom）開催
- ・内容：4自治体の実践報告、遠隔教育に関する行政説明等
- ・登録期限：2月28日17時（※後はお相談ください）

※詳細は令和6年1月26日付事務連絡をご覧ください。

2. 企業等と連携したICT人材育成のための指導の在り方に関する調査研究

○企業等と連携して、将来の職業生活において求められるICT活用能力等を習得するために必要な指導方法、教材・コンテンツ等の開発・活用に関する指導の在り方について研究する。

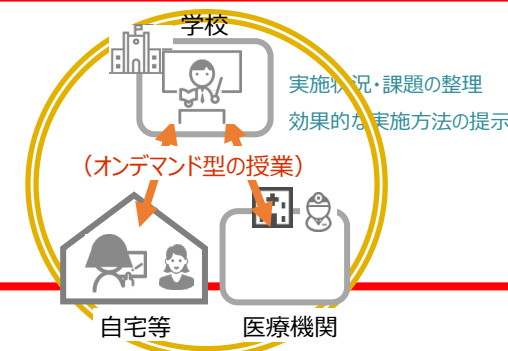
3. 病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究

22百万円（新規）

○病気療養中等の児童生徒（※）に対するオンデマンド型の授業について、実施方法や評価方法等に関する調査研究を実施

※疾病による療養のため又は障害のため、病院や自宅等において相当の期間学校を欠席している児童生徒

- ・委託先：教育委員会、民間事業者
- ・委託期間：2年間（1年目）
- ・件数・単価：8箇所×2百万円
- ・研究費：6百万円



アウトプット（活動目標）

ICTを活用した指導・支援の手法・知見の獲得

アウトカム（成果目標）

- ・モデル事例の周知による他自治体の取組促進
- ・ICT活用の充実（デジタル教科書等の普及、ICT関係の就職増、病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業の実施増）

インパクト（国民・社会への影響）

全ての児童生徒の学びが保障され、障害の有無に関係なくその能力を發揮できる共生社会の実現